

三井物産の考課状について

吉川 容

はじめに

アメリカ合衆国の国立公文書館には、RG131と呼ばれる資料群の中に、戦前期日本企業在米支店等の経営資料が大量に保存されている。⁽¹⁾ その中には、三井物産の在米支店関係資料も含まれている。この資料によって、三井物産の支店レベルでの活動実態を、詳細に分析することが初めて可能となった。⁽²⁾

RG131の三井物産資料は、本店本部と支店との関係を分析する素材としても貴重なものである。同資料の調査によって、三井物産の支店が、多種多様な報告類（日報、月報、期末報など）を大量に作成して本店本部に提出していたことが明らかとなった。これらの報告類を分析することによって、本店本部による支店管理の一端を明らかにすることが可能となるものと思われる。本稿でとりあげる考課状もそうした報告類の一つである。⁽³⁾ 考課状は、三井物産の支店（出張店・出張員を含む）と各商品部に対して、每期（半年）末に作成し、本店本部へ提出することが義務づけられて

いた報告書である。本稿では、考課状分析の手始めとして、考課状に関する制度と運用概況を整理しておきたい。考課状の残存状況、その内容、果たした機能などについては、別稿を予定している。

(1) RG131に属する日本企業関係資料については、科学研究費研究成果報告書(研究代表者・上山和雄)『在米日系企業接収文書の総合的研究』(二〇〇九年三月)を参照されたい。なお、RGはRecord Groupの意である。

(2) その代表的成果としては、上山和雄『北米における総合商社―一八九六―一九四一年の三井物産』(日本経済評論社、二〇〇五年)がある。

(3) RG131の三井物産関係資料に含まれる考課状の一部は『横浜市史Ⅱ 資料編六―北米における総合商社』(上山和雄執筆、一九九七年)に収録されている。

一 考課状に関する規定

三井物産の規則類で「考課状」に関する規定が初めて定められたのは一八九二(明治二五)年五月一八日に制定された「営業規則」においてであった。⁽¹⁾ それ以前の「社則」(一八七六年―一八八七年二月)には、「考課状」あるいはそれに類する文言は見あたらない。「営業規則」では、第四〇条(後の改定で第三九条に繰り上がる)に「各店トモ日常商事ノ実況ヲ記録シ毎勘定期ニ考課状ヲ製スヘシ」と定められていた。

この規定は、一八九五(明治二八)年一月一日から「営業規則」に替わって実施された「職務章程」の第五八条「各店其日常商務ノ実況ヲ記録シ毎勘定期ニ考課状ヲ製シ損益勘定ト共ニ社長ヘ差出スヘシ」に引き継がれた。⁽²⁾ 同条は、一

八九六（明治二九）年二月二九日の改定で、第五七条「各店共日々商務ノ実況ヲ記録シ業務ノ要領ヲ報告スヘシ又毎勘定期ニハ考課状ヲ製シ損益勘定ト共ニ社長ヘ差出スヘシ」と改められた。さらに、一八九七（明治三〇）年一月一日の改定で第五〇条「各店共日々商務ノ実況ヲ記録シタル業務要領日報ヲ調製シ他各店ヘ発送スヘシ又毎勘定期ニハ考課状ヲ製シ損益勘定ト共ニ社長ニ差出スヘシ」となった。一八九八（明治三一）年六月一日に「職務章程」の全面改定がなされ、考課状に関しては、第二四条「会社ノ総決算期ハ六月二十日十二月二十日ノ両度ト定ム但海外竝台北支店ニ在リテハ四月末日並十月末日ノ両度ニ又内地ノ各店ニ在リテハ五月末日並十一月末日ノ両度ニ損益決算ヲ為シ損益勘定書、貸借対照表、次期予算書、同上説明書及考課状ヲ調製シ六月二十日又ハ十二月二十日迄ニ到達スル様社長ニ宛発送スヘシ」と定められた。同年二月一日に「職務章程」の小改定と「営業規則」への名称変更がなされたが、第二四条については変更はなかった。一八九九（明治三二）年六月二十七日に、「営業規則」の改定がなされ、第二四条は第二六条に繰り下げられた。一九〇九（明治四二）年一月一日の三井物産株式会社創立（三井物産合名会社の営業を継承）を受けて、一月一八日に「営業規則」が改定された。その第一九条で「部長、支店長ハ四月末日十月末日ノ両度ニ損益決算ヲ為シ損益決算書、同明細書、貸借対照表、財産目録、次季予算書、同説明書並ニ考課状ヲ調製シ遅滞ナク本部ニ発送スヘシ」と定められた。同条は、一九一（明治四四）年一月一日の「営業規則」改定で、第二一条に繰り下げられた。一九一四（大正三）年七月二一日に「営業規則」改定がなされ、第二一条から第一七条に繰り上げられ、「部長」の前に「支配人」が追加された。一九三六（昭和一一）年二月七日、決算期の変更に伴い、「四月末日十月末日」が「三月末日、九月末日」に改められ、また「支配人」が削除され、「部長、支店長及出張所長ハ三月末日、九月末日ノ両度ニ損益決算ヲ為シ損益計算書、同明細書、貸借対照表、財産目録、次期予算書、同説明書並考課状ヲ調製シテ遅滞ナク本部ニ発送スヘシ」という条文になった。以後、同条の改定はなされていない。

(1) 本項の叙述は、三井文庫所蔵資料「物産」中の、「諸規則」(物産五四〜五六)、「三井物産合名会社契約及諸規則」(物産五七〜一)、 「三井物産合名会社職務章程」(物産五七〜三〇)、各年度「達」(「諸達」「達綴」。物産五八〜八〇)、「現行達令類集」各版(物産九〇)などによる。

(2) 「職務章程」の「第三三条 監査方ハ左ノ事務ヲ取り扱フ」の第六項に「毎半季会社全体ノ考課状ヲ編纂スル事」という規程がある。ここで言う「会社全体ノ考課状」は、「事業報告(書)」(一八九七下期のものから残存)に相当するものと推測される。この「会社全体ノ考課状」は、本稿での考察の対象外とする。

二 「日記」での考課状への言及

考課状に関する規定は、前述の様に定められたが、その作成・提出は順調ではなかった。その様子を、三井物産「日記」を通して見ておこう。⁽¹⁾

一八九三(明治二六)年二月二〇日「一神戸支店ヨリ廿五年下半年考課状郵送シ来ル」とあるのが、「日記」での最初の言及である。同年四月一九日には「一廿五年下半年考課状調製ノ事」とあるが、内容は不明である。同年五月一日には「一考課状編製決算勘定書ト共ニ差出スヘキ旨ノ達書内外各支店出張店へ出ス」とある。

同日付の「達」には「各店毎季考課状ノ義ハ營業規則第四十条ニ依リ日常商事ノ実況ヲ記録シ毎勘定期ニ編製シ決算勘定書ト共ニ元方へ差出スヘキ定メナルモ往々其期ヲ過クルモ差出サス或ハ決算勘定書ヲ先ニシ考課状ヲ後ニスルモアリ甚シキハ全ク考課状ヲ編製セサル向モアリ違則不都合ノ至リニ付当季ヨリハ必ス編製シ決算勘定書ニ添テ差出スヘシ」とある。⁽²⁾

同年十二月八日には、再度「一後季ノ予算書ト当季ノ考課状是非共決算勘定書ト共ニ呈出ス手續各店ヘ文通シ置ク」とある。なお、この時点での三井物産の決算は、六月末と二月末が期日である。

翌一八九四（明治二七）年八月一五日には、「一考課状 本年上半季考課状未着ノ店々へ至急差出候様書記ヨリ申送ル」とあり、六月に終了した上半季の考課状が未提出の店に督促をしている。

一八九五（明治二八）年二月三日には、「一達 達第二十八号ヲ以テ各店考課状ノ雛形ヲ制定シ、右式ニ依リ調製スヘキ旨各店各課ニ相達ス」とある。この雛形については、後述する。

一八九六（明治二九）年一月三〇日には「一考課状 決算勘定書送付ノ節必ス考課状ヲモ送致スヘキ旨各店ニ申通ス」、一八九七（明治三〇）年六月二五日「一考課状速ニ差出ス様横浜支店ニ申遣シタル処、明日送附スル旨返事アリタリ」とあり、毎回の督促が欠かせないようである。さらに、同年一月一八日には「一達令 第三十一号ヲ以テ毎勘定期ニ遅延ナキ様ニ考課状ヲ發送スヘキ事ヲ特ニ注意セリ」とあり、四年前の五月と同様の「達」を再び発しており、考課状の提出が順調でないことが見てとれよう。

一八九八（明治三一）年になると、六月四日「一新加坡考課状 本年上半季分送來ル」、六月六日「一孟買支店 本年上半季決算書類并ニ考課状送來ル」、六月二九日「一長崎支店 ヨリ上半季考課状及決算書類送附シ來ル」、七月八日「一倫敦考課状 本日到達ス」、八月一日「一大阪支店 ヨリ棉花考課状及大阪支店棉花部考課状并附属諸表送來ル」とあり、同年下半分については、二月二日「一台北支店 ヨリ本年下半季決算書類及ヒ考課状送來ル」、二月四日「一三池支店 ヨリ本年下半季決算書類及考課状送附アリタリ」「一神戸支店 本年下半季決算書并考課状、呉支配人ヨリ差出ス」、二月一五日「一孟買支店 ヨリ本年下半季考課状ヲ送來ル」、二月一九日「一香港支店 ヨリ下半季考課状ヲ送來ル」「一兵庫支店 ヨリ同上」、二月二〇日「一倫敦支店 ヨリ下半季決算書類、考課状并ニ明年上半季予

算表送り来ル、一二月二二日「一新加坡支店 ヨリ本年下季考課状ヲ送り来ル」「天津支店 ヨリ本年下季決算書類、考課状及明年上季予算書送り来ル」、一二月二三日「一名古屋支店 ヨリ本年下季考課状ヲ送り来ル」、一二月二四日「一八店〔上海支店〕ヨリ本年下季同店考課状送り来ル」、一二月三二日「一大坂支店 ヨリ当下半年同店考課状送來ル」、翌一八九九（明治三三）年一月九日「一宮口支店 へ考課状之催促ヲナス」、一月二二日「一馬関支店 ヨリ三十一年下半年考課状送り来ル」、同日「一長崎支店 へ考課状送付スヘキ様電信及書面ニテ督促ス十日送達シタル旨返電アリタリ」、一月二三日「一長崎支店 ヨリ三十一年下季考課状送り来ル」などの記録を確認できる。それぞれ六月二〇日、一二月二〇日が提出期限であるから、この両期について見れば、概ね締め切りが守られていたと見なすこともできよう。

(1) 本項の叙述は、別途注記したものをのぞいて、三井物産「日記」各年（三井文庫所蔵資料、物産一〜三三）による。なお、以下の引用文中における「」内は、引用者による注記である。

(2) 明治二六年「諸達」（三井文庫所蔵資料、物産六〇）。

三 支店長諮問会議・支店長会議での考課状への言及

その後の考課状提出状況や、考課状の位置づけについて、支店長諮問会・支店長会議での議事から検討してみよう。⁽¹⁾

一九〇二（明治三五）年に開催された支店長諮問会の議事録によると、四月八日の会議で諮問案第八「事務取扱上改良ヲ要スルモノナキヤ」について討議し、そのうち「(四) 書状用紙并認方改善ノ事例ヘハ往復文書ハ官庁其他特種ノ形式ヲ要スルモノ、外凡テ洋紙ノ横野ニペンヲ用ヒ横行上下ニ認ムヘキヤ」との諮問について「現在ノ十行野紙ニ在來

ノ通り筆又ハペンニテ認ムルコト、為ス事」との結論を出している。その付記には「書状認方ニ就テハ其要件名ヲ冒頭ニ記載シ且全体ヲ簡潔明瞭ニ記載スル事 業務要領日報ハ凡テ豎ニ記載スルコト 考課状用紙ハ特ニ美濃紙罫紙ヲ用ユルコト 又考課状ハ損益勘定ノ説明トモ云フヘキモノナレハ其数字ヲ損益勘定ト符合セシメンコトヲ期スヘキ事」とある。

一九〇三（明治三六）年に開催された支店長諮問会議においては、支店長が欠席した上海、紐育、孟買、シドニー（出張員）、横浜の各店については、支店長による報告に替わるものとしてそれぞれの店の考課状を朗読している。⁽²⁾

一九〇四（明治三七）年、一九〇五（明治三八）年の議事録には考課状についての質疑は見あたらない。

一九〇六（明治三九）年の会議では、調査課から各支店に対して提出を要請している「商品受渡月報」及「買付約定商品月末残高表売約定商品受渡月報」の二つの表について、作成に手間がかかりすぎる、必要性に疑問があるなどの意見が支店長側から出されたが、それをめぐる議論の中で、理事・岩原謙三が「夫等ノ表ニアル事ハ考課状ニ皆記載サル、モノナリヤ」と質問を發し、参事長・呉大五郎が「考課状ニハ前ニ定メラレタル「フォーム」アレト、例年ノ例ナリトテ其外ニ精神籠メテ表ヲ作成シ来ルモノアリ」と返答し、さらに岩原が「自分ハ調査課長ニ聞キ見シカ考課状ニ記載スルコトハ此表ト相応スルコト、ナル訳ニテ、毎月此表ヲ作り居レハ考課状ハ面倒ナク一日位ニテ調成シ得ラル、由ナリ」と発言をしている。さらに、それに関連して、以下のやりとりがあった。⁽³⁾

門司支店長・犬塚信太郎「門司ノ考課状作成ニハ大分手数ヲ要スル次第ナルカ、其手数ヲ費シテ作成シタルモノカ果シテ参考トナルヤ否ヤ知ラサレト、或ハ一向利益ナキ事項アラサト考フ、若シ不必要ノモノモアラハ其点ヲ示サル、様願ヒタシ」
呉「門司支店ノ考課状ハ殊ニ表多シ」

大塚「其表中不必要ナルモノアラハ示サレタシ」

口ノ津支店長・川村貞次郎「口ノ津ノ考課状ニモ不要ノモノアラハ示サレタシ」

理事・山本条太郎「考課状編纂ノ心得書ト云フカ如キモノヲ作りテ配布シテハ如何」

岩原「考課状中ノ表ハ各店ニ依リテ異ルヤ」

呉「異ナレリ是ハ予テ参事ヨリ一定ノ「フォーム」ヲ作りテ之ヲ各店ニ回付スルコト、ナレリ、其以外ノ表アリテモ差支ナキ
ハ言フ迄モナケレト、「フォーム」トシテ定メタルモノ丈ケハ是非共入ル、コト、シタシ」

考課状の記載すべき最低限の要素は一応定められてはいるものの、どのような内容を求められているのかを支店側ではつかみかねており、掲載される表にも支店によりバラつきが生じていること、また考課状に限らず諸々の報告類の作成に要する手間を負担と感じていることが伺える。

一九〇七（明治四〇）年の会議では、参事統計掛に関する事項の討議の中で、参事附属・松長剛が、参事統計掛でとりまとめるべき諸表の作成に際し「何分、其材料ノ纏ラサル為メ常ニ困難シツ、アリ、而シテ参事ニ於テ事業報告ヲ作ルニ付テノ材料トシテハ損益明細表、考課状、販売決了高表、決算未済高表ヲ要スル次第ニテ、昨年十一月以前ニ於テハ売約商品季末表ヲ送付セラル、コト、ナリ居リシカ、之ヲ作ルニハ当該掛ニ於テ大ニ困難ナル由ナレハ、成ルヘク簡単ナル方法ヲ取ル目的ニテ、昨年十一月ヨリハ之ヲ止メ其他ノ表ハ皆ナ印刷ニ付シタル上各店ニ配布シ、之ニ数字ヲ記入スルコト、セリ、其結果以前ヨリ比較的早く各店ヨリ到着スルニ至リタレトモ、尚ホ幾分遅延ナキニ非ス、甚シキハ昨年度下季ノ表ヲ今尚ホ送付シ来ラサル店スラアリ……」と述べている。⁴ 相変わらず、考課状を含めて本店側が求める情報が順調には提出されていないこと、考課状が、本店において「事業報告」を作成する際の材料として位置づけられ

ていること、「販売決了高表」「決算未済高表」は、考課状から独立した表として提出を要請されていること、支店側の要望に応えて、提出すべき表の簡略化がはかられたことなどが判る。

一九〇八（明治四一）年の会議では、考課状については言及されていない。一九一一（明治四四）年に開催された三井物産の株式会社への改組後第一回の支店長会議については、議事録の本文は失われ、目次のみが残されている。それによれば、本店本部提出議案「考課状発送ニ関スル件」があり、それについての議論がなされたようである。

一九一三（大正二）年の支店長会議では、調査課長報告の中で、「決算報告書、考課状、其他諸報告類ノ発送ハ成ルヘク後レサル様願ヒタシ、一店ニ於テ是等報告ノ後ル、為ニ全体ノ報告ヲ取纏メテ作成スルコト能ハサルコト往々之レアル所ナリ、併シ考課状ノ発送ノ如キハ近來大ニ注意セラレ到着早キニ及ヒタレハ調査課ニ於テモ大ニ便利ヲ得ツ、アリ」と、支店からの考課状発送遅延が改善されたとの言及があるが、翌一九一五（大正四）年の会議では、調査課長心得・田村實が「先ツ考課状ニ付キ一言センニ考課状ハ御承知ノ如ク毎年一月及七月ニ於ケル株主總會ニ必要ナル決算書類ノ提出ニ間ニ合フ様各店ヨリ提出セラル、モノナルニ其發送遅延スルモノアリ甚シキハ大正三年十月締切リタルモノヲ本年六月ニ至リ發送セルモノアリ、一二店ノ提出遅延ノ為メ全体ヲ取纏ムルヲ得ヌ取扱上不都合ヲ生シ又他店ニモ迷惑ヲ供フル次第ナルヲ以テ今後ハ各店共ニ遅延セサル様留意アリタシ」とあらためて注意を喚起している。⁵

一九一六年、一九一七年、一九一八年に開催された支店長会議では、考課状に関する発言は見あたらない。

以上の、「日記」や支店長会議の議事録から、考課状が、支店の一期（半年）の損益勘定を説明するものと位置づけられ、本店における事業報告作成の材料として使われることが確認できる。このような性格から、考課状は、今日我々が三井物産の支店経営を研究するに際しては、大変使いやすい資料となっている。しかし、刻一刻と変動する世界経済の中で、本店の重役達が的確な経営判断をなすための資料としては、半年に一度の報告では役に立たなかったものと思

われる。一九一九（大八）年の支店長会議において、「毎月一回支店長ヨリ親展状ヲ以テ取締役へ業務ノ実況報告ノ件」を常務取締役・安川雄之助が提案し、その意図を「此問題ハ今日ノ所ニテハ本店ニ在リテ各店ノ状況ヲ知ル方法殆ト無ク、業務要領ニ依ルモ要領ヲ得サルコト多シ、故ニ支店長ヨリ各掛ノ実況ヲ聞質シ其商売ノ現在ノ状態、損益ノ状態或ハ又競争者ノ態度、今後ノ見込ハ強氣ニ出テン或ハ反対ニ弱氣ニ出ツヘシト云フ点ニ渡リ報告ヲ請フ意味ニシテ、損益ノ問題モアル事故旁々親展書ヲ以テスルコトニ記シタル次第ナリ、實際今日ノ有様ニテハ本店ニ在リテハ全ク各店ノ状況ヲ知ルコト能ハス……」と述べている。⁽⁷⁾ 安川が求めていたのは、半年に一度、事後的に支店の状況を説明する考課状のようなものでなく、臨機応変の策を練るための資料となる情報であった。なお、この安川の提案に対しては、穀肥部長・丹羽義次が「是迄モ支店長ハ時々其報告ヲ為シツ、アリタルコトニテ、之ヲ規則的ニ為サントセハ甚タ実行シ難カラン、従来毎年一回人事ヲ報告スルコトスラ能ハサル次第ニテ、又考課状ノ如キモ常ニ遅延勝チナル状態ナルカ、畢竟人出不足ノ為メナルニ、尚ホ此問題ノ如ク報告ヲ為スコト、ナラハ非常ニ差支ヲ生スヘシ……」と実行は困難であるとの反論をなしている。⁽⁸⁾

これ以後の支店長会議（一九二二年、一九二六年、一九三一年に開催）では、調査課が各店に提出を要請している報告類が煩雑にすぎるといふ批判が、支店長側からしばしばなされているが（一九二二年、大阪支店長・平田篤次郎の発言など）、考課状についての言及は見られない。

(1) 本項の叙述は、三井物産「支店長諮問会議事録」（三井文庫所蔵資料、物産一九七一一〜七）、同「支店長会議事録」（同、物産一九八一〜一〇）による。どちらも、復刻版を丸善より刊行している。

(2) 六八頁。

- (3) 八九〜九二頁。原資料では、発言者名は姓のみが記載されているが、引用に際し役職や名前を適宜補足した。
- (4) 四七七〜四七八頁。
- (5) 二〇七頁。
- (6) 一五七頁。
- (7) 三四八頁。
- (8) 三四九頁。

四 一八九五年の考課状雛型

一八九五（明治二八）年一二月に、考課状の雛型が制定され、二八日付けの「達」で、横浜、神戸、大阪、馬関、若松、兵庫、長崎、函館、小樽、上海、香港、ボンベイ、シンガポール、ロンドン、深川、越前堀、監査、口ノ津、参事、外国課、内地課に送達された。¹⁾この雛型については、全文を付録史料として本稿末尾に掲載したが、その要点を簡単に紹介しておきたい。

冒頭には「事務要件」の項目がおかれ、記載すべき事柄として、契約の締結・解約、訴訟の提起・和解、商売の開始・廃止、代理店事務の引受、銀行取引、売掛延滞の始末などが例示されている。また、「本項中ニハ売買取引上自然苦情紛議等ヲ生シタル事件其原因及成行ノ結果等ヲ詳記シ将来ノ参考ト為ス事ニ勉ム可シ」との注記がある。

続く項目は「雑件」であり、特に例示はないが、「本項ハ登記事件使用人ノ出張ニ付キ復命ニ関スル要領ヲ摘載スヘシ」との注記がある。

第三番目の項目は「業務ノ景況」である。ここには「本季間ノ營業ノ景況及諸般ノ成績ハ左ノ如シ」との一文が記されている。この項目が、以下の商品別・業務別の各項に対する導入部にすぎないのか、それともこの一文に引き続いてこの項目内で、營業の景況と成績についての総括的な説明をなすことが期待されているのかは、この雛型からは不明である。

以下では、商品別の各項が続く。

商品別の冒頭は、「石炭」である。そこではまず「營業ノ盛衰繁閑売買ノ伸縮其他得意先ノ景況」についての文章での報告が求められ、続けて取扱数量についての表の記載が要請されている。本文＋表という形は、以下の商品別各項に共通である。記載が求められる表の書式は、商品によって異なっている。石炭の場合には「輸入石炭比較」「売渡石炭比較」「何炭約定締結高」の三表である。

商品別の二番目は、「海外輸出来」で、「約定及運輸ノ実況」（外国輸入地の場合には「受渡等ニ関スル事項」）についての報告が要請されている。表としては「輸出来約定比較」と「輸出来船乗及価格調」が記載されている。

商品別の三番目は、「農産物」である。本文と「農産物依托受荷及買付比較」「農産物販売比較」の二つの表の記載が求められている。前者の表では、米、穀類などの種別ごとに、依托受荷と依托買付に区分しての受荷数量と金額を、後者の表では、やはり種別ごとに、依托販売と店持販売に区分しての販売数量と金額を記載するようにと指示されている。

「○○依托受荷及買付比較」「○○販売比較」の二表が、以下の商品別各項目掲載表の基本形となっている。

四番目の商品は、「海産物」で、本文・表ともに、農産物と同じ形となっている。

五番目は「棉花」で、本文と二つの表までは、農産物と同じ形であるが、三番目の表として「産地買付値段ト注文地差値ニ対シ區別」した「棉花買付明細調」が追加され、同表には「本項ハ棉花産地ノ買付ニ対シ注意ヲ記スルモノトス

故ニ彼我意向異動ノ原因トナルヘキ事項ヲ掲載スヘシ」との注記がある。

六番目の商品は、「器械類」で、記載を求められる表は「器械類売渡比較」一表のみである。この表では、製造国・器械種別に売渡高（金額）の記載が求められている。

七番目は、「輸入品」で、本文冒頭は「羅紗洋糸洋反物金属其他ハ云々……ニシテ」と始まる。表は農産物と同様の二表に加えて「輸入品約定締結高比較」が求められている。

商品別の最後は、「雑品」である。これは、農産物と同様の形である。もし売渡高中に約定高がある場合には、約定締結高比較表も作成するようにと指示されている。

以上の、商品別各項目に続いて、業務別の項目が続いている。その最初は、「輸出入貨物取扱」で、輸出入通関取扱業務について、本文と「輸入通関取扱比較」「輸出通関取扱比較」の二表の記載が求められている。この二表は、取扱数量のみで金額の記載は求められていない。

続いて、「船舶取扱」があり、「石炭其他運搬使用船ノ取扱景況及雇船契約期間運賃市場ノ繁閑ヲ掲載」することが求められている。表は「運搬使用船並ニ運賃表」で「当季順次取扱タル順序ニ依リ記載シ又船数及航路並ニ水上積入ノ枞ハ水上地ト積入レ地ノ區別ニ依リ取捨適用シ掲載スヘシ」との注記がある。

業務別の三番目は、「代理店取扱」で、海上保険、火災保険取扱についての報告求めている。表は「何保険代理店保険取扱表」が記載されており、この表では月別の数値が求められている。

業務別の最後は、「金融」で、「諸貸借ニ関スル金融ノ運用ヲ記シ当座割引其他利息日歩ヲ掲載スヘシ」とあり、表は「当季間貸借融通表」の記載を求めている。この表には「当季間ノ貸及総借高並ニ前季ヨリ繰越アラハ合算シテ掲載スヘシ又当季ノ決算ニ於テ若シ売掛並ニ貸金ノ損失ニ帰シタルモノアルトキハ其総高口数ヲ別記掲載スヘシ」との注記が

ある。

考課状雛型の末尾には、「使用人ノ事」の項目があり、表「使用人等級一覧表」の記載を求めている。

この雛型に見られる考課状の特徴として以下の点を指摘しておきたい。第一に、各商品別の損益状況の説明は求められていないことである。これは、考課状が、損益勘定を説明するものとして「損益勘定書、貸借対照表、次期予算書、同上説明書」と共に作成されるべきものとされていたことからすれば、当然であろうか。第二に、各商品内での種別ごとの区分、約定高の別掲、受荷と買付の区分、委託販売と店持販売との区分など、かなり詳細な数値の報告を要請している。第三に、取扱高などの数値については、前季との比較が求められている。

この雛型が、実際に各支店（出張店）の営業実態を報告するに適したものであったのか、あるいは、各支店（出張店）から提出された考課状がこの雛型にどこまで忠実であったのかについては、別稿で検討したい。

(1) 明治二八年「諸達」（三井文庫所蔵資料、物産六一）。

付録史料

明治二八年 達第貳拾八号

今般考課状書式別冊之通相定候間其店之考課状右ノ式ニ準シ調製ス可シ右相達候也
明治二十八年十二月二日

社長

雛形

何地(支店又ハ出張店) 考課状

明治何年何月ヨリ何月迄(上下) 半期間当(支店又ハ出張店) ニ於テ實際施行シタル業務ノ要領及諸報告ノ各項ヲ精査シ之ヲ
蒐集シテ報告スル事左ノ如シ

○事務要件

明治何年何月何日 何某ト何々ノ契約ヲ取結又ハ解約セリ
々々 何々ノ事件ニ付訴訟ヲ提起シ又ハ和解セリ
々々 何々営業ヲ開始シ又ハ廃止セリ
々々 何々契約ニ依リ何々代理店事務ヲ引受ク
々々 何銀行ト当座貸借ヲ結ヒ何円迄ヲ極度トセリ
々々 何某ト取引中何々ノ件ヲ生シ又ハ売掛延滞トナリ何々ノ始末ニ付之ヲ本店ニ上申セリ
々々 何某ト取引中売掛代金ノ承認書ヲ取り何々ノ始末ニ及フ
々々 何々業ニ付意見ヲ具シ本店ノ裁可ヲ受ク

(本項中ニハ売買取引上自然苦情紛議等ヲ生シタル事件其原因及成行ノ結果等ヲ詳記シ将来ノ参考ト為ス事ヲ勉ム可シ)

○雜件

(本項ハ登記事件使用人ノ出張ニ付キ復命ニ関スル要領ヲ摘載スヘシ)

○業務ノ景況

本季節ノ營業ノ景況及諸般ノ成績ハ左ノ如シ

○石炭

売買及運輸ハ云々ニシテ輸出入炭ノ取扱高及売渡高価格等……之ヲ前季ニ比較スレハ左ノ如シ

(本項ハ營業ノ盛衰繁閑売買ノ伸縮其他得意先ノ景況ヲ掲載スヘシ)

輸入石炭比較

	合計		……炭		三池炭		炭種	当季輸入高	前季輸入高	前季トノ比較
	粉炭	塊炭	粉炭	塊炭	粉炭	塊炭				
							屯			屯増
										減

(輸入高ノ枡ニハ当季間ノ総高及前季ノ比較高ヲ掲載シ売渡高ノ枡ニハ当季間ノ総売渡高及前季ノ比較高ヲ掲載シ及ヒ売渡高ノ内約定渡高アルトキハ通常売渡高トノ区分ヲ示スヘシ其他別種ノ記事アルトキハ右ニ準シ掲載スヘシ)

○海外輸出米

輸出米ノ約定及運輸ノ実況ハ云々……之ヲ前季ト比較スルニ左ノ如シ

(本項ハ約定及運輸ノ繁閑伸縮其他ノ景況ヲ掲載スヘシ又外国輸入地ニ在テハ受渡等ニ関スル事項ヲ詳記スヘシ)

輸出米約定比較

	合計		……米		……米		米種
	金額	屯数	金額	屯数	金額	屯数	当季約定高
							前季約定高
							前季トノ比較
					減	増	

輸出米船乗及価格調

					第一回	回数
					年月日	約定日
					……号	船名
					年月日	積出期日
					何等米	品格
					……屯	数量
					……円	船乗値段
					……円	欧州売値段
					……地	積出地
					……地	仕向地
					……円	運賃

（輸出米約定高ノ枡ニハ当季間ノ総高及前季ノ比較高ヲ掲載シ輸出米船積及価格等ニハ輸出地及輸入販売地ニ於テ凡例ノ枡ニ準シテ掲載スヘシ）

○農産物

穀物ハ云々……ニシテ左ノ如シ

(本項ハ営業ノ盛衰繁閑売買ノ伸縮其他得意先ノ景況ヲ掲載スヘシ)

農産物依託受荷及買付比較

合計	……穀類								……米				種類	
	全全		全全		全全		全全		買付全		受荷依託			当季入荷総高
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	金額	石高	金額	石高		
														前季入荷総高
														前季入荷総高
											減	増		前季トノ比較
														価格

農産物販売比較

種類	米		…穀類				合計	
	店 販 持	依 販 托	全 全	全 全	全 全	全 全	全 全	
当季販売高								
前季販売高								
前季トノ比較 売価	減	増						

（穀物依託受荷高ノ枡ハ当季間ノ依託販売ノ為メ受荷シタル総高及前季ノ比較高ヲ掲載シ依託買付ハ依託買付ヲ為シタル総高及前季ノ比較高ヲ掲載スヘシ穀物販売高ノ枡ニハ依託ヲ受タル入荷ヲ販売シタル総高及前季ノ比較高ヲ掲載スヘシ店持ノ枡ニハ店持トナリタル販売総高及前季ノ比較高ヲ掲載スヘシ）

○海産物

海産物ハ云々……ニシテ左ノ如シ

(本項ハ農産物ノ例ト同シ)

海産物依託受荷及買付比較

合計		鯛鯨或ハ鮭				鰯 粕				種類			
											全全	全全	全全
"	"	"	"	"	"	"	"	"	金額	石高	金額	石高	当季入荷総高
													前季入荷総高
											減	増	前季トノ比較
													価格

三井物産の考課状について（吉川）

（海産依托荷受荷高依托買付高海産販売高店持販売高等ノ枘ニハ農産物ノ例ト同シ）

合計		胴鯨或ハ鮭				鯨ノ粕				種類
全全	全全	全全	全全	全全	全全	店持	販売	依托	販売	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	金額	石高	金額	石高	当季販売高
										前季販売高
								減	増	前季トノ比較
										売価

海産物販売比較

○棉花

棉花ハ云々……ニシテ左ノ如シ

(本項ハ營業ノ盛衰繁閑完買ノ伸縮其他嗜好又ハ産地ノ景況等ヲ付記スヘシ)

棉花依託受荷及買付比較

合計	支那棉 或ハ何々								印度棉				種類
	全全		全全		全全		全全		買付全		依託受荷		
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	金額	斤数	金額	斤数	
													当季入荷總高
													前季入荷總高
											減	增	前季トノ比較
													價格

右棉花ヲ産地買付値段ト注文地差値ニ対シ區別スレハ左ノ如シ
 (棉花依託受荷高依託買付高棉花販売高店持販売高等ノ枘ニハ農産物ノ例ト同シ)

合計		支那棉 或ハ何々				印度棉				種類
		全全		全全		店持 販売		依託 販売		
〃	〃	〃	〃	〃	〃	金額	斤数	金額	斤数	当季 販売高
								減	増	前季トノ 比較
										売価

棉花販売比較

棉花買付明細調

注文日付 年月日	名称 何々何印	俵数 ……俵	指値 ……円	買値 ……円	備考 何地注文
合計 内	何地 … …	何俵 … …			

(本項ハ棉花産地ノ買付ニ対シ注意ヲ記スルモノトス故ニ彼我意向異動ノ原因トナルヘキ事項ヲ掲載スヘシ)

三井物産の考課状について（吉川）

○器械類

器械類ハ云々……左ノ如シ

（本項ハ棉花ノ例ト同シ）

器械類売渡比較

					佛 国	英 国	製 造
				〃	…… 器械	紡 績 器 械	種 類
				…… 付 属 品			
							当 季 売 渡 高
							前 季 売 渡 高
							前 季 ト ノ 比 較
合 計							

（売渡高ノ枳ニハ当季間ノ総売渡金高及前記ノ比較ヲ掲載スヘシ）

（輸入品委託受荷委託買付高輸入品販売高等ノ枡ニハ農産物ノ例ト同シ）

種類	当季約定高	前季約定高	前季トノ比較
糸類	……円	……円	……円
洗太物			
……			
……			
……			
合計	……円	……円	……円

輸入品約定締結高比較

合計	何々		米物、麻、船具類		金物、砂糖、洋反		毛布類		当季販売高	前季販売高	前季トノ比較	売価
	全全	全全	店持	販売	店持	販売	金額	数量				
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃				
									減	増		

輸入品販売比較

○雑品

雑品ハ云々……ニシテ左ノ如シ

(本項ハ棉花ノ例ト同シ又各種ニ依リ繁閑伸縮ヲ記載スヘシ)

雑品依託受荷及買付比較

合計	雑品ノ類								種類		当季入荷総高	前季入荷総高	前季トノ比較	価格	
	全全		全全		全全		全全		買付	受託					
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	金額	数量					

シ）

（雑品ノ依託受荷依託買付高雑品販売高等ノ枳ニハ農産物ノ例ト同シ又雑品売渡高ノ内約定高在レハ輸入品ト同様表記スヘ

合計		雑品ノ類				油、酒、時 計） 燐寸、石		（紙、反 物、鋳物、 燐寸、石		種類	
										販売持	依託
全全	全全	全全	全全	全全	全全	全全	全全	全全	全全	全全	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
										当季販売高	
										前季販売高	
								減	増	前季トノ比較	
										売価	

雑品販売比較

○輸出入貨物取扱

通関取扱ニ関シテハ……シテ其何々店ノ依頼ニテ物品扱高左ノ如シ
 (本項ハ輸出入取扱ノ繁閑伸縮ノ景況ヲ掲載スヘシ)

輸入通関取扱比較

積出地名	種類	当季輸入高	前季輸入高	前季トノ比較
上海	支那棉		俵	増
・	棉実			減
英国	紡績器械	個		
・	洋反物	個		
合計				

輸出通関取扱比較

種類	当季輸出高	前季輸出高	前季トノ比較
玄米	俵		増
総糸	〃		減
雑品	個		
鉱物	箱		
合計			

○代理店取扱

海上保険又ハ火災保険取扱ハ云々左ノ如シ

(本項ハ保険業ノ繁閑又ハ遭難等ノ顛末ヲ掲載スヘシ)

何保険(代理店)保険取扱表

月別	件数	保険額	保険料	保険手数料
一月円円円円
二月				
三月				
四月				
五月				
六月				
合計	円円円
前季合計	円円円
		増(減).....円	全.....円	全.....円

(保険取扱表ニハ海上火災ヲ區別シテ掲載シ又同表ニハ全季合計高ノ次ニ前季ノ合計額ヲ記シテ比較ヲ掲載スヘシ)

○金融

金融ハ云々……ニシテ左ノ如シ

（本項ハ諸貸借ニ関スル金融ノ運用ヲ記シ当座割引其他利息日歩ヲ掲載スヘシ）

当季間貸借融通表

科目	総貸高	総借高	現在高
各銀行	円	円	円
本支店出張所			
荷為替			
売掛及貸金			
預金			
合計			

（総貸及貸（借カ）高ノ枳ニハ当季間ノ貸及総借高並ニ前季ヨリ繰越アラハ合算シテ掲載スヘシ又当季ノ決算ニ於テ若シ売掛並ニ貸金ノ損失ニ帰シタルモノアルトキハ其総高口数ヲ別記掲載スヘシ）

○使用人ノ事

当店使用人ノ総数ハ左ノ如クニシテ前季ニ比セハ何名ノ(増減)ヲ生シタリ

使用人等級一覽表

等級	一等	二等	以下之ニ準ス				
給料	何円	何円					
人員	何名	何名					

右何年何季間考課狀前書ノ通ニ御座候也

何支店(又ハ出張店)

明治何年何月何日

支配人(主任) 何某(印)

社長 三井元之助殿